

就職慣行である「一人一社制」は、令和6年度高等学校卒業生から『**9月5日以降(文書到達主義)一人二社まで応募・推薦を可能**』としています！
(茨城県独自の取り組み)

茨城労働局では、茨城県就職問題検討会議で新規学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援、職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者との連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行っています。

この会議を令和8年3月18日に開催し、令和9年3月新規高等学校卒業者の応募・推薦方法の在り方について、協議した結果、前年度と同様の「申し合わせ(一部抜粋)」に決まりました。

- 1 推薦開始期日について
 - ・令和8年9月5日以降(文書到達主義)とし、当該期日から一人二社までの複数応募・推薦を可能とする。
- 2 選考開始期日について
 - ・令和8年9月16日以降であること。
- 3 複数応募が可能な求人について
 - ・指定校求人以外の公開求人とするが、求人者が複数応募を可とする求人に限る。(※)
- 4 複数応募が可能な生徒について
 - ・指定校求人に応募していない者。
 - ・公開求人の求人者が複数応募を不可としている求人に応募していない者。
 - ・応募時点において、採用が内定していない者。
- 5 採用選考について
 - ・求人者は採用選考の実施及び選考結果の通知を、速やかに学校を通じて応募者に文書をもって通知すること。
 - ・求人者は単願・併願を採用選考の判断基準としないこと。
 - ・求人者は求人数を上回る採用内定を出した場合でも内定の承諾があった内定者全員を雇用すること。
- 6 生徒の意思表示について
 - ・内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡すること。
 - ・なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退通知を、速やかに学校を通じて行うこと。

※上記3の注意点

求人者が複数応募を「否」とする場合は、従来どおり「一人一社」の公開求人とする。